

議事録

会議名	令和元年度 第1回 胎内市総合教育会議
日時	自 午後1時25分 令和元年12月23日(月) 至 午後3時14分
場所	胎内市役所2階 大会議室
出席者氏名	【構成員】井畠明彦市長、中澤毅教育長、藤木國裕教育委員、浮須與志夫教育委員、加藤直子教育委員、西濟睦美教育委員 【事務局】《総合政策課》総合政策課長、企画政策係長、《学校教育課》学校教育課長、管理指導主事、指導主事、指導主事、学校教育係長、施設係長、庶務係長、《生涯学習課》生涯学習課長、社会教育係長、文化財係長、スポーツ振興係長
協議内容	〈1〉胎内市教育振興基本計画の第2期計画の策定について 〈2〉胎内市いじめ防止基本方針の改定について （3）その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
議事の内容	<p>ただいまから令和元年度第1回胎内市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。会議を始めさせていただく前に配付させていただいております資料の御確認をさせていただきますが、まず、次第が1枚ございます。資料といたしまして、胎内市教育振興基本計画の第2期計画の案の冊子、続いて第2期計画案と第1期計画との比較表としてA3横長の2枚組のもの、そして胎内市いじめ防止基本方針案とこれに関します資料1、資料2が一緒に綴られております冊子を1部、以上次第を含めまして4点お配りをさせていただいておりますけれどもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは開会に当たりまして、井畠市長から御挨拶を申し上げます。井畠市長、よろしくお願ひします。</p>
井畠市長	<p>皆さん、年の瀬のお忙しい中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。今日は胎内市教育振興基本計画第2期計画の策定に向けてということを協議していただくこと、それからいじめ防止基本方針の改定ということで併せて様々な御意見を頂戴することが会議の主眼となっているようでございますけれども、皆様方には日頃から様々な角度で市の教育推進に御尽力賜りまして、その点、まず感謝申し上げる次第でございます。</p>

	<p>今日の会議においても、普段感じていらっしゃること、そして教育についてお一人お一人がお感じ、お考えになっていることを忌憚のないところでお寄せいただければ大変ありがたいと思っております。</p> <p>いずれにても事は大切な子どもたちの健全な成長を願ってということでございます。胎内市が持続的に発展できるか否か、それを担ってくれのが子どもたちに他ならないわけでございますので、忌憚のないところ、そして今日どこまで踏み込んだ話ができるのか、皆様方の思いに掛かっているといった部分もございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局（総合政策課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議には、総合教育会議を構成いたします、市長、教育長、教育委員の皆様のほか、事務局といたしまして教育委員会及び市長部局の関係課の職員が出席させていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、協議内容に入っていただきたいと思いますが、ここからは胎内市総合教育会議要綱第4条の規定に基づきまして、井畠市長に進行をお願いいたします。</p>
井畠市長	<p>それでは改めまして、私のほうで議長を務めさせていただきます。何卒よろしくお願ひいたします。これより着座にて進めさせていただきます。</p> <p>早速でございますが、協議内容の(1)の先ほども挨拶で触れさせていただきました胎内市教育振興基本計画第2期計画策定についてということで皆様にお配りしてある内容について、事務局から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局（学校教育課長）	<p>それでは私のほうから胎内市教育振興基本計画の第2期の計画の策定について御説明いたします。事前に計画書の案の冊子と、先ほど触れましたが、A3横の第1期との比較表を配付させていただきました。第1期との比較表については、施策の柱ごとに重点的な取組と推進指標について見直した箇所を朱書きでお示ししておりますので、参考にしていただきたいと思います。これから説明に入りますが、説明は計画案の冊子に基づいてご説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに冊子の1頁をお開きください。本計画は、平成25年度に策定いたしました。計画の期間を平成26年度から令和5年度までの10年間としている計画でございます。</p> <p>2頁には策定時の「胎内市の教育の目指す姿」として第1では教育理念、第2では4つの計画の目標、3頁、4頁には第3として、7つの基本方向と施策の柱を掲載しております。こちらについては、第1期計画を再</p>

	<p>掲したものでございます。平成 25 年度に策定された計画では、第 1 期計画期間といたしまして平成 26 年度から平成 30 年度におけるそれぞれの施策の柱の重点的な取組、推進指標について記載し、平成 30 年度終了時に計画の中間見直しを行うこととしておりました。この度、教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の平成 30 年度点検評価結果を踏まえ、教育長をはじめ課長、係長をメンバーとする幹事会を開催し、点検評価結果やその後の情勢の変化等を考慮した上で、計画の見直しをし、また、写真を入れるなど書面のレイアウト等の見直しを行いました。その後半 5 年間の第 2 期計画書といたしまして、この度まとめてお示しさせていただいたものであります。</p> <p>本日の総合教育会議を経て、次回の定例教育委員会にお諮りをし、決定したいと考えております。</p> <p>それでは「第 3 章 施策の方向と展開」について、私から頁を追って説明させていただきます。</p> <p>5 頁をお開きいただきたいと思います。「第 1 ニュースポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進」の「1 子どもの体力向上」については、重点的な取組は第 1 期計画を継承いたしまして、6 頁の推進指標は表の下に注釈でお示ししておりますとおり、平成 30 年度から令和 9 年度までの計画期間で定めた胎内市スポーツ推進計画の数値目標に合わせ改めるなどしております。</p> <p>7 頁をご覧いただきたいと思います。「2 生涯スポーツの推進」では重点的取組の(1)で現在の団体名に変更し、(3)は第 1 期計画では各種スポーツ教室・大会の実施と支援としておりました取組をスポーツの興味・関心を喚起する取組へと改めております。</p> <p>また、推進指標では、社会体育施設利用人数がふれすばり竣工により大幅に増加したことから見直しをし、胎内市スポーツ推進計画の数値目標から新たに 3 つの推進指標を加えております。</p> <p>8 頁をご覧ください。「3 競技スポーツの振興」では、重点的な取組を改め、胎内市スポーツ推進計画から 2 つの取組を設定しております。</p> <p>また、推進指標の胎内市体育協会連盟員数については、平成 30 年度のスポーツ団体の統合によりスポーツ協会から総合型スポーツクラブに所属替えするなどの組織体制の見直しが行われたことから、全国大会への出場選手数を新たに設定しております。</p> <p>9 頁の「4 芸術・文化の振興」では、重点的な取組は第 1 期計画を継承し、推進指標は新たに胎内市美術館入場者数を加えるなど改めております。ここで一区切りとさせていただき、御意見、御確認をお願いしたい</p>
--	---

	と思います。よろしくお願ひいたします。
井畠市長	<p>ありがとうございました。子どもたちだけに限らない、社会教育、生涯学習の部分について、今事務局から説明させていただき、特にスポーツの部分でありますとか様々な周辺環境が変わってきてることを踏まえ、盛り込むべきは盛り込んだということでございます。</p> <p>さて、頁は一応 9 頁までということになりますけれども、皆様方から御質問、御意見等おありでしょうか。いかがでしょう。</p>
浮須教育委員	<p>訂正したほうがいいと思ったのは、2 頁のところのふるさとを誇りに思う人間の育成のところで、ふるさとの「良さ」というところで漢字を使っているのですが、漢字を使う場合は他と比べてベターな場合にこの漢字を使うけれども、いろいろなよさがある場合は、普通は平仮名標記のほうが適切なので直したほうが良いのではないか。それから、この 2 頁の基本計画のところが四角で括ってあるのが気になったのですけれども改めて括らなくとも、箇条書きにしたほうがかえって他のところとの体裁が整って良いような気がします。</p> <p>また、6 頁の体力テストのところで、「昭和 60 年度との比較」と書いてあるが、何か根拠があって昭和 60 年度との比較が出てきたのか読んでいて分からなかったので質問させてもらいます。以上 3 点。</p>
井畠市長	<p>それでは、事務局から答え得るところをまず答えていただこうと思います。今、浮須教育委員のほうから 3 点ありますと、体裁の部分もあるし、まず順不同になりますけれども、6 頁の 60 年度というのは何か意味がありますか。</p>
事務局（生涯学習課スポーツ振興係長）	<p>昭和 60 年度の話ですけれども、国の第 2 期スポーツ基本計画において、昭和 60 年度の子どもが一番運動能力、体力が高いということで、そこを目標にしようとしているのを参照して使っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
井畠市長	それは、よろしゅうござりますでしょうか。
浮須教育委員	はい。
井畠市長	<p>それでは 2 頁のところですが、体裁の部分まではなかなか好みの部分もあるかもしれません、その部分、先にいかがでしょう。他の皆様、何かここだけが異質、際立ちすぎではないか、そういうことはありますか。私自身はどちらでもいいなと思いながら見ていましたが、そこは、皆さんのお意見に沿いながらということだと思います。この「良さ」の部分、逆に言うと「良さ」、この「良」という漢字を使わない場合、当てはめて使い得る漢字はたぶん一般的にはないのだと思うのですが、平仮名のほ</p>

	うがよろしいかと思います、ここはもしかしたら御意見の分かれるところかもしれないですけれども、すなわち平仮名なんだけれども逆に言えば漢字でほかに表し得る漢字もあるから、だからトータルで平仮名がよろしいのではないかとも受け止められる御発言のようにも思えるのですが、皆様いかがでしょう。
中澤教育長	事務局で調べてよいですか。調べてどういう用例、用語を、この用語の場合、浮須教育委員がおっしゃったことがそうなのであれば、改めたほうが良いと思います。今ここで、好みで検討するよりも良いと思うのですが、いかがでしょうか。
井畠市長	浮須教育委員に今一度確認ですが、この「良」という漢字以外のよさといったところが、何か想定、想起される部分はおありでしょうか。他のよさとか、漢字とか。
浮須教育委員	「善」があるのではないか。「良」を使った場合は、他と比較してベタ一の場合はこの漢字を使うけれども、いろいろなよさがある場合は、普通は平仮名だと私はそのように思っています。
井畠市長	比較対象がある場合に、この「良」ではないかということでお話しくださいたということですね。確かに「善」もあるし、その他にもあるかもしれませんので、一応確認してみてもらえますか。これは何も比較をしてということではなくそもそもかろうと思うので、一般的なものを用いていくということで考えてまいりましょうか。他に皆様いかがでしょうか。
加藤教育委員	5項目でNPO法人スポーツクラブたいないと連携、次の7項目が重点的な取組でNPO法人スポーツクラブたいないへの支援となっていますが、1つ目の5項目は主に情報を提供する連携、7項目は金銭的な面も含めた、もちろん情報も入った支援でよろしいでしょうか。
事務局(生涯学習課スポーツ振興係長)	5項目の連携については、既に我々がNPO法人の方へ子どもの運動教室とか委託しているということで、既に連携が進んだ事業があるということと、今委員がおっしゃるような情報共有をするということでございます。 それから生涯スポーツの支援というのはその通り、補助金も含めてそのようなイメージをもってこの言葉を使わせていただきました。
加藤教育委員	はい分かりました。ありがとうございました。
井畠市長	この先のところにも関わりがあるので、今の加藤教育委員の御発言については、説明申し上げたところで先程のところを含めてなすけれども、これは第2期計画になるということで、第1期計画を踏まえて見直しをすること、そうしたときにそもそもどこまで改訂し得

	るのかといった辺りについては、教育長、事務局のほうで何かありますでしょうか。すなわち計画の目標であるから、さすがに理念は今から変えていくということには馴染まないと普通に思われるわけですけれども、そういう制約というか、仕組み、ルールについては何か事前に皆様にお伝えすることはありますか。
事務局（学校教育課長）	この度の見直しについては、本来計画期間が 10 年間というものを 25 年度に 10 年後の姿を見通して立てた計画でございますので、基本的には理念、それから目指す姿は第 1 期と第 2 期については同様というふうに考えておりますので、第 2 期については、推進目標を、主に中間を含めた推進指標の見直しと、重点的な取組についてはこの 5 年間の中で情勢が大きく変わったですか、そういったものについては反映させるということでお考えしておりますので、基本は第 1 期策定時の中間見直しということをお願いしたいというふうに思います。
井畠市長	今、スポーツクラブたいないについては、1 期を経て 2 期に至るまでに環境が変わってきたということで盛り込ませていただきて、足りない部分があれば、また皆様から御意見を頂戴する、それで先ほど浮須教育委員のところでふるさとの「良さ」というのは目標そのものにあるのだけれども、そのくらいは皆様にご了解をいただいて、「良さ」が仮に平仮名の用例が一般的であるし、必ずしも精査の上、比較する云々ばかりではないと、どちらかというとそもそも比較の要素はさほど重要視すべきでない「よさ」だと思うので、そういう御発言になったのだと思うのですが、その辺りについては、皆さんに御了解いただけるのであれば変えるべきは変えるということでよろしくお願いしようとございます。その他はよろしかったでしょうか。 それでは、事務局の説明を続けてください。
事務局（学校教育課長）	それでは、続きまして 10 頁をお開きいただきたいと思います。「第 2 安全教育と健康教育の推進」の「1 防災教育の推進」とめぐりまして、「2 健康教育の推進」、そして 12 頁「3 食育の推進」につきましては、重点的な取組、推進指標については、第 1 期計画を継承しております。なお、12 頁の推進指標の学校教育の残渣量については、当初、第 1 期計画では全校当たりを単位としておりましたが、その場合、大規模校が多くなるというようなことが生じておりましたので、この機会に改めています。 13 頁をご覧いただきたいと思います。「第 3 心豊かで広い心を持つ人

	<p>材の育成」、「1 心豊かな人材の育成」では、第1期計画を継承しつつ、15 頁になりますけれども、推進指標の小・中学校のいじめの認知件数については、平成25年度策定時には件数が少ないことを目標にしておりましたが、いじめを見逃さないよう積極的に認知し、解消に向けて即時対応することこそが肝要であることから、この度改めさせていただいております。しかし、申し上げるまでもなく、未然防止に努めることも重視しております。</p> <p>16 頁をご覧いただきたいと思います。「第2 家庭と地域が連携した社会性の育成」では、学校支援活動を現在の事業名に合わせ、地域学校協働活動に改めておりますが、その他は第1期計画を継承した内容となっております。</p> <p>17 頁の推進指標については、現状を踏まえ改めております。</p> <p>18 頁「3 国際感覚を育む教育の実践」では、重点的な取組におきまして、平成30年度から休止しております海外体験学習については除かせていただきましたし、小学校の中学校年からの外国語活動の導入、高学年の外国語の教科化に伴い、推進指標を改めております。</p> <p>19 頁「4 キャリア教育の推進」については、第1期計画を継承しつつ現状を踏まえ、推進指標を改めております。</p> <p>ここでまた、区切らさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
井畠市長	<p>それではただいまのは、10 頁から 19 頁までにわたっております。様々な変更点があったようでございますが、ここについて御質疑等賜りたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>皆さんの御了解をいただいて質問等させていただいてもよろしいですか。</p> <p>12 頁の学校給食のところで地場産の使用割合で、前期目標が 20 パーセント、現状が 27 パーセントで、令和5年度が 20 パーセントとなっているが、これはこれでいいんでしょうかね。何かお話し合いとかは。</p>
事務局（学校教育課庶務係長）	<p>地場産の使用割合について御説明いたします。前期の目標につきましては、地場産の目標割合が 20 パーセントということでございました。県の方の目標では、県産の割合を 35 パーセント以上使ってくださいということで目標が立っている中で、胎内市の給食における県産の使用割合は、56.8 という状況になっております。</p> <p>国の方で定められております国産の割合は 80 パーセント以上、県産の割合は 30 パーセント以上でこちらにつきましても国産の割合が 94.4、県産の割合は先ほど申し上げた 56.8 となっております。</p>

	胎内市産の 20 パーセントというものは、昨年たまたま 27 パーセントでございましたが、こちらのほう、天候の不順等によりましてはぎりぎりの 20.8 パーセントがやっとというような状況にもなっております。右上がりに目標値を設定するというよりは、なるべくうちのほうで確保できる 20 パーセント台を必ず確保していきたいという旨で、この 20 パーセントで設定させていただきました。
井畠市長	よろしいでしょうかね。天候不順でなければ、30 パーセントくらいいくんじやないのといったところで、それを疑問としてお持ちになるのが皆さん自然ではないかなと思うのだけれども、この 5 年間で平均何パーセントというか、それぞれ各年で何パーセントというバックデータはありますか。
事務局（学校教育課庶務係長）	27 パーセントが 30 年度でございます。29 年度は 21.2、28 年度は 23.3、27 年度が 23、26 年度が 21.2、25 年度が 20.8 ということでございます。もう一つは、黒川小学校、黒川中学校が食数で約 300 食ですが、ここについては地元の生産組合からある程度野菜の納入がいただけたのですが、来年度以降のセンター化ということで地元の生産組合からの仕入れが難しくなるということも我々考えまして、20 パーセント台をキープするということを考えさせていただきました。
井畠市長	天候だけの基準ではないのでということですね。 しかし、しかるべき今一度高められるものは高めていくんだということが本来求められるはずですから、十分参酌の上、確定させていくと。それで上げ得るべき目標があるのであれば、上げていくということで整理をさせていただきたいと思います。他には皆様いかがでしょうか。
浮須 教育委員	感想なんですかけれども、指標ありますよね。例えば、子どもにアンケートをとって授業が分かるとか、人の役に立っているとか、あるいは 18 頁で意欲的に取り組んでいるか、主体的に取り組んでいるかを子どもにアンケートをとっても非常に答えづらいのではないか。それでは、あいまいな数値しか出てこないので、今後できればもっと具体的に聞くような指標にしたほうがいいのかなと思います。例えば、18 頁であると交流活動をしていくとありますから、それを 1 つ目にもってくるとか。2 つ目は主体的とか、意欲的とか難しい言葉を使わないで、授業が楽しいと思うかとか、何か子どもが具体的に答えられるようなものだとよい。ここだけでなくて、いくつか読んでいて感じましたのでお話ししました。
井畠市長	アンケートそのものが、子どもが実際意味を的確に分かりやすく捉えた上で回答できると。確かに大人でも主体的にということが、どんなことかと悩ましかったりしますので、これはもうアンケートを取ったことな

	<p>んですけれども、委員の言うことは御異論のないところだと思うので、事務局のほうで今後のアンケートについて、その辺り配慮してもらいたいと思います。</p> <p>あと、私のほうからもう1点だけ。ここで確認をお願いしたいのですが、15頁の小・中学校のいじめの認知件数は3未満、現状36で、令和5年度はスラッシュになっていたことについて、確かに説明はあったと思うが、今一度お願いしたいのと、それからいじめの認知状況のところで、令和5年度は、今までなかったんでしたっけ、なかったからやると言ったんでしたっけ。児童100人当たりの認知件数7.5以上とは、すなわちここは率で言っているに等しい訳ですよね。100人に対して7.5人だから7.5パーセントと言っているわけですよね。認知件数はパーセンテージにしない、整合性その他のところではいかがか、どういうふうに考えているのか、委員の皆さんに説明してもらえますか。</p>
事務局（学校教育課管理指導主事）	<p>課長も先程全体説明の中で申し上げましたが、いじめの認知の仕方として、いじめを受けた者がいじめと認知した時点でいじめが発生したということで規定が変わってきております。全県的、あるいは全国的にこのいじめの認知件数が増えてきております。これは先生方、学校の教師がきめ細かく見た結果ということで、胎内市におきましても昨年が36件ということになっていますが、今年度についても今後このようなことをしていけば増えていくような状況でありますので、数値の方は全国目標のほうが3未満ということで少ないほうがよろしいというような認識の仕方でしたが、今その認識の仕方が文部科学省の通知によってできるだけ積極的にいじめを見つけて早期解決しなさいという方向に変わってきておりますので、そのようなことで小・中学校のいじめの認知件数というのも今度は認知状況ということで変えさせていただいて、できるだけ積極的に子どもたちの状況を把握していくこうというようになっております。こちらのほうの7.5ポイントというのは県のほうの平均値になっておりますので、できるだけ県の平均値のところを確認ポイントとさせていただいて、こちらのほうを指標とさせていただきました。以上です。</p>
井畠市長	<p>はい、ありがとうございました。前期目標の3未満というのが、認知といったところと必ずしもリンクしていなかつたということもあった。いじめが少ないといったところを認知件数が少ないといったところと同列に置いていた。したがって、今現在そういう状況になっている中でなかなか、ここを踏まえた連動した今までの前期目標と現状を踏まえての令和5年度の目標値というのはなかなか設定するということが難しい、困難であるといったところからその下のところの県の目標値ということで、</p>

	認知はちゃんとやっていきましょう、7.5パーセントといったところは、やっていきましょうといったことでしょうかね。
事務局（学校 教育課管理 指導主事）	はい。そのとおりです。
井畠市長	本当はいじめがあって、認知できているパーセンテージを極力 100 に近づけると。あつたにもかかわらず見逃してしまうということがなきようでできれば一番いいんだけれども、いわば仮置きせざるを得ないという、そういうふうに捉えるという、そこに近いでしょうかね。
事務局（学校 教育課管理 指導主事）	はい。
井畠市長	再確認の意味を含めてよろしうございますでしょうか。全般を通じて、更に振り返って御質問、御意見を頂戴いたしますので、一旦先に進ませていただきます。事務局、そうすると 20 頁からになりますか。お願いします。
事務局（学校 教育課長）	それでは 20 頁をお開きいただきたいと思います。ここから「第 4 学ぶ子どもの育成」になりますが、「1 学力向上への取組」、そして、22 頁には「学校運営の改善」、そして、24 頁「特別支援教育の推進」ということでなっておりますが、このいずれにいたしましても第 1 期計画を継承しつつ、一部現状を踏まえ、推進指標を改めております。 続きまして、25 頁「第 5 ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進」、こちらも「1 ふるさと教育の推進」、そして 26 頁の「文化財の活用と保護」において、こちらについても第 1 期計画を継承しつつ、現状を踏まえ、推進指標を改めた内容となっております。変更箇所はありませんが、ボリュームもございますので、ここでまた一区切りとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
井畠市長	はい、ありがとうございました。一区切りはいいが、今、変わったところとか、ほとんど説明がなかったが、25 頁のところは確かに変更がありますね。24 頁に至るまでに何か変更があったところを少しほとくべきところはないですか。
事務局（学校 教育課長）	今ほど申し上げましたが、重点的な取組については、第 1 期計画を継承した内容となっております。それで推進指標のところでは、21 頁になりますけれども、一部前期目標と令和 5 年度までの目標で数値が変わっているものがございますが、これについては現状等を踏まえた中で見直しを行わせていただいたものであります。

	その他の学校運営の改善の指標、特別支援教育の推進の指標については、前期の目標ということで設定させていただいたもので変更はございません。以上であります。
井畠市長	<p>例えば、21 頁のところで、小学校は「ノーメディアにチャレンジ」の取組で前期 85 パーセント、現状 85、令和 5 年度も 85、中学校は 75、75、80 となっていますよね。だから、そこは違いますよねといったところが明らかになっているわけなので、その辺、皆さんにもなぜなのか触れられたらどうですかということをお伝えしたわけです。</p> <p>それから、NRT（全国標準学力検査）のことも何か簡単でもいいから触れられるところがあつたら触れて、説明を加えてくださいという意味でお願いしたんです。</p>
事務局（学校教育課長）	それでは担当指導主事のほうから、補足説明させていただきます。お願ひします。
事務局（学校教育課指導主事）	<p>まず、21 頁の「授業が分かる」のところですが、ここ 95 パーセントについて、小学校は 5 校ございますので 95 パーセント以上授業が分かると答える子どもたちが、全ての学校でこれ以上ないということでございますので、一番上は現状であります。</p> <p>しかし、中学校 90 パーセント以上の学校が 3 校ということなので、新たな目標として、これを全ての学校で 90 パーセント以上答えるという形にさせていただきました。</p> <p>ノーメディアのところでございます。まさに SNS は喫緊の課題であります。子どもたちが SNS に触れるということで、様々な問題が生じております。したがって、少し高めの目標でございますが、中学校におきましては今 75 パーセント以上の目標達成が 2 校なんですけれども、これを何とか令和 5 年度までには 80 パーセント以上、4 校という形にさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>最後、NRT の部分でございますが、順調に 1・2 段階の子どもたち、それから 5 段階の子どもたち、1・2 段階は減っておりますし、5 段階の子どもたちは増えております。この各段階における数値を考慮しまして、このような数値に設定させていただいているところであります。以上で</p>
井畠市長	小学校は 85 パーセントとそもそも高いから 85 でいいでしょうという話ですか。中学校は 75、75 だけど 80 までもっていこうと、だから、例えば価値判断で難しいところかもしれないけれども一応 80 くらいを目標値に置いている。それが、中学校はそこまでいっていないから、75 から 80 に上げる、小学校は 85 ということで 80 よりも高いんだから 85 でいいか

	なという話ですか。
事務局（学校教育課指導主事）	<p>はい。小学校のほうにおきましては、学校数が今3校でございますので、これが5校全ての学校ということになりますので、小学校のほうも上がっております。</p>
井畠市長	<p>上がっているということになるんですか。分かりました。そういう意味なんですね、対象ということではなくて85パーセント以上いっているのが3校あって、現状3校だけれども、85パーセントが全ての学校でということなのですね。ちょっと分かりにくくないかな。表記は少なくとも3校以上が85パーセント、それを5校全て85パーセントというふうにして欲しいなというのありますよね。</p> <p>その他、皆様いかがでしょうか。まず、一旦また先に進めてよろしゅうございますでしょうか。それでは事務局お願いします。</p>
事務局（学校教育課長）	<p>それでは続きまして、28頁をお開きいただきたいと思います。「第6 安全な教育環境の整備」、「1 安全な教育環境の整備」では、学校施設の耐震化工事の終了に伴いまして、その後の課題として非構造部材の点検強化等に重点的な取組及び推進指標を改めさせていただいております。</p> <p>続きまして、29頁、「2 情報活用能力育成の環境整備」では、推進指標において表の下の注釈にありますとおり、新たに必修化されたプログラミング教育に併せ、改めさせていただいております。</p> <p>30頁「3 教育の機会均等の確保」については、こちらについては第1期計画を継承したものとなっております。</p> <p>31頁からが「第7 活力あるコミュニティーの形成」になりますが、「1 地域社会の確立」については第1期計画を継承しつつ、推進目標については現状を踏まえ改めております。</p> <p>32頁、「2 生涯学習の振興」においても、こちらについても第1期計画を継承しつつ、次の頁になりますが、推進指標については現状を踏まえて改めております。</p> <p>34頁、「3 学びを通じたコミュニティーの再構築」では、これまで放課後子ども教室の組織体制の充実を目指してまいりましたが、今後は地域の子ども、大人の交流の機会等の充実というふうに改めております。また、現状を踏まえ、推進指標を改めております。なお、推進指標の改まった部分については、必要があれば後ほど補足でお答えしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>35頁になります。こちらは第2期計画で新たに位置付けさせていただいたものでございますが、「4 コミュニティ・スクールの充実」についてであります。平成28年度から胎内市においてコミュニティ・スクール</p>

	の導入推進を図ってきていますことから、第2期計画においても施策の柱と位置づけさせていただき、追加したものでございます。私たちの説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。
井畠市長	それではただいま、この計画の最後の章の部分、残りの部分全て今説明させていただいたところですが、この部分について皆様方、何かお気づきの点、御意見等はおありでしょうか。
加藤教育委員	34頁の四角の中で2つ目の「一線を退いた社会人や高齢者を中心とした大人が…」とありますが、何かもつと言葉はないでしょうか。
井畠市長	これ、何だろう。基本方針だから最初からそういうふうに決まっていてというところなんですね。
加藤教育委員	元々そうなんですね。街でぶらぶらしている人って感じで、どうなんでしょうか、「一線を退いた」って使いますか。令和に向けて言葉を考えたらどうでしょう。 あと、「高齢者を中心とした大人」というのも、高齢者は成人していますよね。もう少し、「地域社会への貢献を切望している方々」とかにしてはどうでしょうか。
井畠市長	「一線」とは何だという話になりますね。
事務局（生涯学習課社会教育係長）	これは、基本方針ということで最初から決まっていたところなので、特段疑義を持たずそのまま来ているのですが、確かに委員のおっしゃる通り、表現としてはうまくない部分があると思うので、見直すべきであれば適切な言葉を考え、修正という形にしたいと思います。
井畠市長	加藤教育委員がおっしゃるのは、例えば、そもそも「一線」といったところはいかがか、「高齢者を中心とした」というところはいかがか、これがシンプルに「高齢者を含む地域で暮らす大人たちが」となれば、おそらくはほぼ過不足なく言葉は表されているかもしれない。なお、加えて確かに「そういったところに積極的に関わりを持とうとされる人たち」といったところはあるんでしょうかけれども、少なくともそういうことには変え得る部分は変えたほうがいいということですね。 他の委員の皆様方で異論がなければ、確かにこれが形としては過去に設定したものだから基本は変えようがないのですけれども、御異論がなければ、そのようにそこも改めるといったところでよろしゅうございますでしょうかね。他にはいかがでしょうか。 参考までに、もしデータがあったら皆さんに御紹介いただきたいと思っていることがあるのですが、今、胎内市で生涯学習施設あるいは図書館をどういった整備をしていくことが望まれるのか、多くの方に様々な御意見をお聞きしている途上でございます。そうした中で、果たして、特に

藤木 委員会 議長 （市長）	図書館の部分はここ 33 頁に上がっているのですが、公民館を含めてですけれども、蔵書が図書館であればいっぱいあるに越したことはないですが、なかなか蔵書もどんどん増えていく、多くのジャンルを揃えていくということがなかなか現実的に難しい。時代のニーズとしてもどうかといったところに入ってきてると思われます。ここで、今、現在の図書館の蔵書はどのくらいあって、どのくらいの人数の方々がどのくらいお借りになっているかというバックデータはありますでしょうか。現状、6 万 4 千、6 万 5 千冊弱で、それは何冊くらいある蔵書の中で何人くらいが平均的に貸出し、借りていかれているか、それはありますか。
事務局（生涯 学習課社会 教育係）	正確な数字は持ち合わせていませんが、確か蔵書のほうは 7 万冊台だったと思います。この現状の貸出冊数ということで、64,903 となっているところですが、これを人口で割り返すと市民一人当たり約 2.0…冊ということになります。市民一人当たり 2 冊ほど借りているような状況になっています。令和 5 年度の 67,500 という数字は、近隣の市町村の人口一人当たりの貸出冊数を調べさせていただきまして、村上市が若干胎内市よりも多く、一人当たり 2.1 冊という貸出冊数になっています。市民一人当たり 2.1 冊借りていますよという平均冊数になるのですが、そちらを基準にさせていただきまして、紙媒体の図書というのがなかなか伸び悩んでいるところですので、その 2.1 冊という目安を目標にさせていただいて 67,500 という数字を定めさせていただきました。
井畠市長	実際に借りている人数は把握されていますか。すなわち人口で割ることはそういうことになるが、図書館に足を運んで借りていかれている、すなわちそうしたときにお一人、利用者が何人くらいいて、利用者お一人は何冊くらいになっているんだろうということを皆様に御紹介できる数字はありますか。
事務局（生涯 学習課社会 教育係長）	その数字は持ち合わせていません。
井畠市長	今私そういう質問をさせていただいたのは、いずれ皆様方からも生涯学習施設や図書館について、どういうふうだったら良いでしょうかという御意見をいただく場面、機会もあるかもしれないでその辺りを頭の片隅にでも留めておいていただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
藤木教育委 員	最後に付け加えられたコミュニティ・スクールの充実のところで、推進指標の社会に開かれた教育課程の実現に向けて、具体的に取り組んでいる学校の割合とありますが、何をもって「社会に開かれた教育課程の実現

	<p>に取り組んでいる」というふうにいのか。</p> <p>単に教育課程はこうですよとコミュニティ・スクールの委員会、協議会で、説明することをもって社会に開かれた教育課程といのか、それともそういう意見を取り上げて、要するに具体的に教育課程に反映したのをもって、社会に開かれた教育課程といのか、その辺がちょっとよく分からぬのですが。数値が 70 としても、その意味がよく分からぬ。</p>
井畠市長	パーセンテージですしね。
事務局（学校教育課指導主事）	<p>社会に開かれた教育課程の実現は、具体的に取り組んでいるという学校は、下の注のところに記載させていただいておるんですが、まず1点目は、教育目標の達成に向け、地域の人的・物的資源を生かした教育課程を編成しているということが1点です。</p> <p>2点目が、その教育課程編成方針を学校運営協議会等で共有すること、これが2点目です。</p> <p>3点目が教育課程の編成方針が熟議の結果を踏まえた地域学校協働活動、これをやっている、この3点を全てクリアした学校が70パーセントという意味になります。以上です。</p>
藤木教育委員	つまり3点を全てクリアしなければ社会に開かれた教育課程を実施しているとは言い難いということですね。分かりました。
事務局（学校教育課指導主事）	これはコミュニティ・スクールのまさに柱の3つに関わるものであります。以上です。
浮須教育委員	今言ったのはよく分かるのだが、今言った3つを盛り込んだものを表現できないのか。これを読んでると藤木さんの言うように具体的に何を達成したのか分からぬので、今、指導主事が言ったようなこと、3点をここに盛り込んでしまえばよいのではないか。
加藤教育委員	31頁の地域リーダーが令和5年の目標数が20なんですか、そのときの令和5年がどのくらいの人口分布になっているのか、想像なんですか、どの地域に何人とか、たぶん胎内市全体で20人を目標にしていらっしゃるんだと思うのですけれども、別に地域とかは関係なく、地域に1人とか、そこの地域に2人とか、そういうのは関係ないですか。
事務局（生涯学習課社会教育係長）	特にどの地域から何人ということではなく、市全体ということで20人という人数にさせていただきました。
加藤教育委員	はい、なるほど。全体ですね。
井畠市長	それ、何か、今、加藤さんが言われた、人口動態が増えるとはさすがに

	見ていないと思うんだけども、何人くらいを分母と考えて20人くらいというふうにしたかはありますか。
事務局（生涯学習課社会教育係長）	特に、人口的なものとかそういった人数から想定させていただいているわけではなくて、現状が10だからまずはその倍ということで、当初の目標が50だったので、そちらに近づくのもなかなか厳しい現状もあり、まずは現状の数字を倍にしようという形にしました。
井畠市長	これはこの先パブリックコメントを求めたりしますか。
事務局（学校教育課長）	それは予定していません。
井畠市長	<p>いずれにしてもできるだけ分かりやすく、明確に尽くせる部分があつたら、明確に尽くしていくということでお願いしたいと思います。</p> <p>あと、先ほどの藤木教育委員からの御質問で、大体分かりましたけども、更に言うならばこの70パーセントという定め方は、全部達成したところが70パーセントである、すなわち達成していないところは、30パーセントくらいになるわけなんだけれども、100パーセント達成したところが7割ありましたと、何校か、学校数によってそういう話になる。80パーセント、90パーセント達成したということは何校になるのか、評価はどうなるのかといった辺りは、どういうふうな価値判断をしましょうかねといったところが悩ましいと思うので、一応こうだとしてもやはり少し明確化されていったらよろしいのではないかと、少なくともここに全部盛り込むということではないかも知れないけれども、その辺りどうでしょうかねと。</p> <p>最後1つ、こう記述してもなお、判定しにくいのが、「地域の人的・物的資源を生かした教育課程を編成すること」、この辺りはなかなか判断することがいろいろなニュアンスがあって難しいのかなと思ったのですが、何か考えていることはありますか。教育課程の編成において、人的資源はこういうふうに、物的資源はこういうふうにという、例えばでもいいんだけどもこういうことを人的にも物的にも生かしていくという、そういう評価があってこそ、それが編成されていると言えるわけで、そこはまだまだ問い合わせられる部分ではあるのかなという気がするんだけど、何かありますかね。</p>
事務局（学校教育課指導主事）	それでは具体的なことでお答えさせていただきます。学校の教育活動の中で、総合的な学習の時間というものがございます。これはまさに地域のほうに子どもたちが出掛けまして、地域の方に触れたり、あるいは地域の自然であるとか、文化であるとか、そういったものに触れたりして学びを深めるという、そういう領域でございます。まさにその活動を教育課程

井畠市長	上にしっかりと、指導計画上に位置付けるわけですけれども、この指導計画の中でこの単元のここではこの方に来ていただく、この単元のここではこの物的資源を活用しようとかということを教育課程の中に明記するという意味でございます。
井畠市長	そうすると漠然と総合学習のところで出掛けしていくだけでは足りずに誰か具体となる人物像、人物がいると。それから物的な何か、そのものに触れられる機会が担保されていると、そう考えているということですね。
事務局（学校教育課指導主事）	はい。実はそこがとても重要なところでありますて、具体的にすることが、まさに社会に開かれたというところでありますし、地域と学校が協働するということになるかと考えています。
井畠市長	そうするとその人的な部分の現実に存在する人の存在と、それが明記されていることが不可欠だし、それから何か触れる対象物、それも明確に具体的に表されていることが不可欠ですよと。それが、まさに編成の内容になっていると、そういうことを言いたいのですね。
事務局（学校教育課指導主事）	はい。そのとおりでございます。
藤木教育委員	今の説明を聞いていて思ったのですが、社会に開かれた教育課程の実現に向けて具体的に取り組んでいる学校の割合とそういう目標にするから、よく聞いているほうも見ているほうも何のことだろうと思うので、今3つの説明をしたわけですから、「1つ1つ項目ごとにその社会に開かれた教育課程の中のこういうことを実現している学校は何校あるし、こういうところに取り組んでいる学校は何校ある」というふうに、別々に類別したほうが見る人というか、把握する側としても教育委員会で把握する目標がここですよということであれば、具体的で分かりやすいのではないかという気は説明を聞いていて思うのですが、事務局でよく考えて検討してください。
井畠市長	私推測で言うと悪いけれども、おそらく編成されたら共有してくれるはずだ、それで実施してくれるはずだというのを組んだんでしょうね。だから、例えば編成だけして共有されてないとか、実践されていないのはたぶん想定外なんですね。藤木教育委員からお話のあった3区分に仮にせずとも、誰が見ても具体的に少なくともこういうことに対する知見がない方が見たときには、やはり分かりにくいということになりましょうから、その3つの言葉は欄外ではなくて、教育課程の実践、その要件はこの3つだということは少なくとも、この表の中、欄外ではなくて、注釈ではなくて、触れられていると、まさにそれが構成要素ですよといったところ

	が更に分かりよければなさいいと思うので、そういうったところで事務局を含め任せていただくということでおろしゅうござりますでしょうか。
中澤教育長	今の部分、市長の話を聞かせていただきありがとうございました。施策の基本方針の中に評価項目の資料にあるところを具体的に入れて、それを評価する観点として3観点を指標名の中に入れて具体的にするという方向で考えていきたいと思いますが、よろしければその方向でさせていただきます。
井畠市長	確かに左側(35頁)を読むとあるし、ということですかね。それでは、一通りまいりまして、私を含め様々な質問をさせていただき、回答をいただきましてありがとうございました。皆様振り返って全体を通じてこの項目以外の部分、想定されるこの項目以外の部分を含めて何かござりますでしょうか。
加藤教育委員	21頁のやっぱり気になつてしまうがいいところがあつて、推進指標なんですが、目標が令和5年だから気になるんだと思います。先程アンケートの答える内容というか、考え方、文章のですね。「授業が分かる」、私もアンケートに答えてる、保護者なので、何の授業が分かって、何の授業が分からぬのか、もっと細かくしてもらえるといいなと思つたりもします。あと、ノーメディア、これ令和5年って考えたら、目標値下げてもいいんじゃないかと思いました。私も子どもにパソコンを持たせているので、一概にゲームばかりしているわけじゃなくて、学習ツールになつてます。その学習集中期間のテレビを見ない、ゲームをしないですよね、それからもしかしたら今度5Gが来てもっと情報が取れてくると逆に言うと予習ツールになつてくるので、その点ではノーメディアに対する考え方も見直すべきなのかなと思います。だから、テレビを見ないとか、ゲームをしないというのはもちろん大事なことなんですけれども、ツールとしての目的というか、そこにやつているものは構わない。だから、85パーセント以上というのは、実際に現状がちゃんとこの数値で正確に来てゐるかというと、ものすごく怪しいです。高すぎる気がするんです。
事務局(学校教育課指導主事)	メディアの使用率が非常に高くなつてゐるというのはこれからも多分続くでしようし、ますます多くなつていくと思うんですけども、それでも家庭学習強調週間だけは、とにかくメディアから離れようというのがこの取組の趣旨でございます。ですので、確かに今委員がおっしゃられるように、メディアを使って学習をするという、そういう場合もあるでしょうけれども、それを除外するということも家庭学習強調週間の趣旨から考えるとそれは一緒くたにしないというようなことも考えられるので、数値はやはり高いまま維持させていただきたいというふうに考えており

	ますが、いかがでしょうか。
井畠市長	ちなみに、このチャレンジの内容は、どうなんですか、1週間に何日間、何時間とか、その具体はどんな感じなんですか。
事務局（学校教育課指導主事）	各校によってその取組は様々でございます。例えばレベルを3段階に決めまして、全くテレビもコンピュータも一切しないというレベル1。レベル1はとにかくテレビは見ないよと、それは学校で決められたレベルになってくるんですけども、その自分が決めた目標設定に応じて、できたというふうに考えるような考え方をしているところであります。
井畠市長	それは、胎内市の場合は個々の子どもさんの自ら定めた設定目標に対してという話になってくるんですか。
事務局（学校教育課指導主事）	各学校によりますので、胎内市で一律この目標でというようなことはないです。
井畠市長	あくまで参考までなんだけど、胎内市の学校の多くはどんな感じですか。だから、週何日ですよ、何時間ですよという、一応目標を定めているわけなんで、胎内市としてはどんな感じですかね。
事務局（学校教育課指導主事）	胎内市の目標は、午後9時まで、午後9時以降はとにかくメディアには触れないというのが決まりとしてあります。 しかし、例えば中条中学校は現状として、午後9時ではちょっと厳しいので、午後10時までというようなことにはなったりはしています。小学校におきましては、まさに午後9時というのは踏襲されておりまして、胎内市のメディアの決まりに則った形を組んでおります。学校の実情等ありますので、そこに即した決まりにならざるを得ないというふうに思います。
井畠市長	他の皆様いかがでしょうか。あくまで今の説明はいろいろなところが入ってくるけれども、逆に言うと、許容される範囲は残しておいて、でも約束事のところはきっちり守っていく。そういう生活習慣を通じて、しっかりととした子どもなりの成長が図られていくでしょう、そこを考えて設定しているとそういうことですよね。どうでしょうか、そういうことであるならばという気はいたしますけれども、皆様方はいかがでしょうか。
加藤教育委員	だからノーメディア、令和5年の話ですよ。メディアを使った学習とノーメディアを分けていくような形になった高い目標だったらしいのかな。これが今年とかだったらまだいいけると思いますが、今年、5G来ちゃいますもんね。もっと情報が取れるようになり、逆に親としては、どんどんツールを使って、午後9時以降使わせないではなくて学習には欠かせなくなってきたしているので。

井畠市長	今話がありましたように午後9時以降とかは使わないほうがいいんじゃないと、それだったら別に両立しませんか。
加藤教育委員	そうですね。使わない部分がね、生活習慣としてのですね。分かりました。それでは、高い目標で令和5年もよろしくお願ひします。
井畠市長	<p>「授業が分かる」は、もし可能であれば、教科別に、この教科は一般的にこういう傾向にあるけれども、この間のテスト（国際学力調査）がどれほど重きを置くべきなのかですけれども、確かに、例えば日本が読解力についてかなり落ち込んでいる。相対的な評価でしかないけれども、その辺りを含めて教科ごとに色々と達成度を判定していく材料がもう少し細分化され、具体化されていたら、いろいろなところを掴みやすいかもしれない、すなわち授業の理解度において全部の教科、トータルフラットということではなくて、何かこの科目についての理解度は高いけれども、この科目については、そうでもないとか、という話ではないんでしたつけ。</p> <p>「授業が分かっている」とは科目ごとにどこまで細分化できるかそこを考えてみたらどうでしょう。表し得るのであれば表したらよろしかろうという、そういうことですよね。それでは今一度振り返ることで、まず、「教育振興基本計画」について皆様方から色々な御質疑、御意見を頂戴しましたが、修正すべき、加筆すべきは加筆したりなどして整えていくということで、まず素案の概要、御了承いただけたということでおろしゅうござりますでしょうか。</p>
浮須教育委員	これは、5年度までの計画でしたよね。項目にする必要はないし、評価する必要もないんだけれども、学校の統廃合ですね。このことについて、例えばはしがきの一番最後に各方面から意見聴取を始めたとか、ちょっとそれがあつてもいいのかなと思いました。
井畠市長	確かに先程、3校達成したけれどもそれを5校にとかいったところも全く無関係ではなくなってくる可能性があるから、一番最後に、巻末にでも触れておくといったところでしょうかね。第2期は令和元年度からスタートし、統廃合その他の部分について、今後様々な状況が変わっていくことを含んでおいていただけるような、そういう文言をということですね。
加藤教育委員	13頁の「小1プロブレム」という言葉、「中1ギャップ」より認知度が低いと思いますが、皆様方理解は大丈夫でしょうか。
事務局（学校教育課指導主事）	「小1プロブレム」は、例えば保育の部分で、子どもたちは友達と元気よく活発に活動していればいいというふうなことで、保育の場合は認められておりますが、それが小学校に入ることによって、きちんと席に

井畠 市長	ついて話を聞いていなければいけない、保育と学習の間の差というか、あるいは教員、保育士の認識の違いとか、あるいは子どもたちの1年生から、例えば賑やかな部分の子どもたちの就学支援において、保育園と小学校とのギャップがあるというようなことで認識しております、それがよく言われている部分でございます。
加藤 教育委員	生活の約束ですね。分かりました。理解しました。大丈夫です。
井畠 市長	加藤さんは理解していただいたと言ったけれども、一般的にはどうですか。何か注釈とか、それこそあったほうがいいですよね。知らないですか。
加藤 教育委員	はい。
井畠 市長	じゃあ、特段注釈はなしということでいいでしょうかね。それでは、一旦振興計画、繰り返しでございますけれども、皆さんから素案というもの概要について御了承いただけたということで、大変ありがとうございます。せっかくいただいた御意見等をできるだけ反映させ得る部分は反映させていただきますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、次にいじめ防止基本計画について、資料に基づいてこれも担当、事務局から説明してもらいたいと思います。お願いいたします。
事務局（学校教育課長）	それではこれから協議題2に入らせていただきますが、申し訳ございませんが係長については、ここで退席をさせていただきたいと思いますがよろしくお願ひいたします。 それでは、続きまして、いじめ防止基本方針の改定について説明をさせていただきますが、説明については指導主事からさせていただきます。私のほうからは、今回改定の案を出させていただきましたが、この基本方針については胎内市と胎内市教育委員会が定めているという状況でございまして、今回この総合教育会議でいただいた意見を踏まえまして、最終的には市長決裁で決定ということになりますので、その点御承知いただきたいと思います。それでは、改定の内容について説明させていただきます。
事務局（学校教育課 指導主事）	胎内市いじめ防止基本方針の改定について、お手元の資料（案）の15頁の次に、資料1として改定の趣旨及び主な改定内容というものを付けてございますので、これに基づいて説明をさせていただきます。 まず、改定の趣旨についてです。現在の「胎内市いじめ防止基本方針」は、現行のものは平成29年11月に制定されました。制定から2年が経過し、その間、平成30年2月に新潟県いじめ防止基本方針が改定される

などしたため、現状に即して、いじめ防止等のための対策を一層推進していくために、必要な見直しを行うものです。

次に、主な改定内容についてです。1つ目は「いじめの認知」についてです。組織において判断することを明記するとともに、見えないところでの発生等への対応を追記しました。それは、特定の職員が問題を抱え込み、組織としての認知の遅れが対応の遅れとならないよう、いじめ防止対策推進法第22条に定める学校における、いじめの防止のための組織で認知することを明記したものです。また、見えないところでの発生については、外見的には喧嘩のように見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があることなどを踏まえ、背景にある状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して判断することを追記したものです。改定案で言いますと、2頁の「3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項」の部分となります。

次に、「学校が実施すべき施策」についてです。「学校基本方針の意義」に、特定の教職員が問題を抱え込まないことを明記するとともに、「家庭、地域との組織的な連携・協働」に、学校運営協議会、地域学校協働本部等との連携を追記しました。これは、今ほど述べました組織的な認知を各学校が定める基本方針に盛り込むことで、組織として一貫した対応となることを明記したものです。また、コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携が進む中で、その組織を活かしてより一層、家庭、地域との組織的な連携・協働を求めるものです。改定案で言えば7頁の1の(1)及び11頁の3の(6)の部分となります。

次に、「重大事態への対処」についてです。「重大事態の調査」については、国及び県の改定された基本方針で、「基本調査と詳細調査」に内容が整理されました。本改定案では、それに沿って調査の内容及び実施主体を明記しました。具体的には国及び県の基本方針に基づき、初期調査に当たる基本調査は学校が実施すること、基本調査に続く詳細調査は第三者等による市いじめ防止対策委員会に要請するか、第三者を加えた学校を主体とする調査委員会に命ぜるかを市教育委員会が判断することとしました。現行の市基本方針では、学校の初期調査の後、第三者等の委員会による調査を実施するとしていたものを、事案の内容等に応じ、調査の実施主体を市教育委員会が判断することとしたものです。

また、調査に当たっては被害児童生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取ることも明記いたしました。

また、「調査結果の公表」についても、国及び県の基本方針に基づき、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童

	生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとしました。 更に、公表する前の留意事項として、いじめを受けた児童生徒、保護者及びいじめを行った児童生徒、保護者に対して公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認することを明記しました。改定案で言えば、12 頁の 1 の「(2) 重大事態の調査」及び 14 頁 1 の「(4) 重大事態への対処の留意事項」の部分になります。以上、3 点が主な改定内容です。
井畠市長	はい、ありがとうございました。ただいま、ポイント、ポイントをご説明いただきましたが、皆様方から御質問、御意見等おありでしょうか。何なりとお願いしあうございます。
浮須教育委員	全体を通して、国とか県から出た文書等を元に作成したと思うのですが、けれども、国とか県でそういう文書を出しているのかどうか確認なんですが、けれども、1つは3頁にいじめを受けた子どもを保護者に言う場合に、虐待の心配がない場合に保護者に言うのだと、私これを読んでドキッとしたのですが、国とか県でそんなことを言っているのかどうかということ、それから14頁に転学の話が出ているのですが、私も現場にいたころは県の方から安易にそういうことを進めてはいけないと指導を受けたような気がするのですが、今はこういうふうに国とか県が変わったのか、2点、どこから参考にした文書か聞かせください。 また、3頁の(4)の家庭や地域との連携のところで、また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り保護者に云々とあるのですが、ちょっとここまで言うのかなという気がして読ませてもらったのですが、どこかにその文書はあるんですかね。
事務局(学校教育課指導主事)	いずれも今回の改定で元にしたのは、先ほど申し上げました平成30年2月の新潟県いじめ防止基本方針の改定でして、その改定は、国の前年度に行われましたガイドラインの改定に基づいていますので、このいずれのところもその改定に基づいています。
浮須教育委員	転学についてはどうですか。
事務局(学校教育課指導主事)	転学についても同様です。
浮須教育委員	はい、分かりました。
井畠市長	今のところで、もう少し補足をお願いできたらと思ったんですけど

○井畠 市長	も、この今の御質問の3頁の(4)のまた書きのところで、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者にということは、この虐待の恐れなど特別な事情がない限りをさらに説明するとするならば、当該児童が保護者から虐待をされている恐れがないなどの特別の場合という意味ですよね。
○浮須 教育委員	私はそう受け取っていたわけすけれども、そこまで踏み込むのかと思ったところです。
○井畠 市長	すなわち、そのいじめ、例えば、生徒間だけじゃなくて、もっと重大な虐待、犯罪に類するような虐待もあるかもしれないから、そういうときの保護者への通知というか、説明は仕方が異なりますよとそういう意味ですよね。
○藤木 教育委員	加害者の当該生徒になるわけですよね、ということを親にいうことによって、親が自分の子どもを折檻するとか、そういうことなのかなと私は理解しました。
○井畠 市長	ここではいじめを受けたとする児童生徒の保護者にと言ってますよね。その次のところで、だから加害が絶対除かれるわけじゃないんだけれども。
○藤木 教育委員	「いじめを発見し、通報を受けた場合は」と書いてあるので、必ずしも加害という、いじめを受けたという主語ではないですか。
○井畠 市長	受けた場合に特別の事情があると、それは除いて、いじめを受けたとする児童生徒の保護者ということですから。
○藤木 教育委員	主語はいじめを受けた生徒なんですか。
○井畠 市長	主語というか、学校が主語になるので、目的語は被害を受けたと想定される児童ですよね。だから加害をストレートには含んでないと思うんですけども、ただ、私ですね、その先聞こうと思ったのは、いじめを受けたとする児童生徒の保護者で例外はあるよと。例外は、虐待の恐れなど特別の事情がない限り、逆に特別の事情があると推察される場合には、どういうアプローチをとるのかといった部分、これはここで全部記述し尽くす訳ではないんだけど、その辺りはどういうふうにするんでしょうかね。例えば、児童相談所児童相談所と連携してこうするとか、そういうアプローチですよね。
○中澤 教育長	本来は、保護者にいじめの事案があったときにはきちんと伝えて保護者も協力して子どもを守っていくということなんだけれども、ただ、虐待になった場合には、親が今度加害者になる場合があるので、そこは慎重に今市長が言われたように児童相談所ときちんと連絡を取ってやらない

	<p>と、子どもがそこで今度は逆に親からいろいろな被害を受ける心配があると、そういう意味です。</p> <p>基本的には、親御さんにちゃんと伝えて、親御さんとちゃんと連携をとっていくという意味なんですよね。</p>
藤木教育委員	<p>ただ、これは県の方針と国の方針を受けて文言修正をしているので、だから我々はこう変えようということにはなかなかいかないだろうとは思います。</p>
井畠市長	<p>ええ、いかないと思いますね。これ、あの、例えば、いろいろな事柄、住民基本台帳法に基づく非開示であったり、その保護規定であったりそういうといったものとも関連してくるし、児童相談所の関係とも関連してくるし、地域によって異なりがあるといったことはそもそも想定していない、どこの地域にあっても等しくこれが実現されることを目指して、それが絶対的な正しさかどうかは別としてこうなっているということですね。想定しているのは、だからもしかしたら加害のケースもあるかもしれないけど、ここで言っているのは、いわゆる被害児童、被害児童の保護者ですよね。</p> <p>はい、他には皆さんいかかでしょう。私また1つすみません。いじめの定義は基本的に、いじめの認知はそれぞれの組織において判断するというのが2頁にあって、だから認知してどういったケースを捉えて対応していくかというのが基本的には組織の責任によるところがとても大きいですねと実は言っている。そうしたときにですね、定義のところとも関係するんですけども、それは当然そうだよという解釈もあるかもしれないんだけれども、このいじめの定義は途中から読ませてもらうと、児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットもあるけれども、その行為があって、しかも、「かつ」ですよね、「かつ」当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。で、児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為は、客観的に推し量るといふか、客観的に確認するということになるでしょうし、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているということだけをクローズアップし過ぎると、そういう行為はあったけれどもダメージは受けていないみたいだねというふうになるとですね、これなかなか認知の部分でどうなっていくんですか、大丈夫ですかといった憂いもあるわけですね。すなわち客観的な行為に重きを置いて、必ずしも心身的なダメージが推し量れなくてもいじめだというふうに認めていくのかどうかといったところ、それで意地悪な言い方をすると、これ決められた定義なんですね、ダメージがないから大丈夫だよというふうに流れてはいけないわけ</p>

	で、その辺りをどういうふうにフォロー、ケアしてきましょうかといったところが一つ大事になってくる。これは、だからいじめの定義にストレートに当てはまらないけども、どういうフォローアップをしていきましょうかということも大事ですよね。その辺りはいかがでしょうか。
事務局（学校教育課学校教育課指導主事）	いじめの定義については、市長がおっしゃられた通りの定義になっておりまして、特に後段の最後の部分ですね、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうというふうになっておりますので、心身の苦痛を感じているかどうかというのを判断するのは第三者ではなくて、あくまで当該の被害児童生徒が感じているかどうかということをございますので、このいじめ対策推進基本法の一番のところに流れているのは被害者救済、被害を受けて辛い思いをしている子どもを救済するのだということが一番の大きなところだと思います。これは県等から、いろいろな研修会があると今年度も何度も指導されたことすれども、一般的な、通俗的ないじめの解釈で、その程度のことであれば、そう大きな苦痛は感じていないであろうというような一般的な解釈でもって、いじめの認知をしないことというのが繰り返し指導されているところでございます。あくまで被害児童生徒に寄り添って、「いじめの認知を進めなさい」ということでありますので、苦痛を感じている、嫌な思いをしたということであれば、それをまず受け止めてそれに対してどう対応していくのかということを担任だとか、担当の先生、個々人ではなくて、組織として対応してくださいというのが、今回の改定でも強く謳うためにこういった改定のところを強調させていただいております。
井畠市長	そうですね。おっしゃる通りで、私は、そこは承知しているつもりなんです。すなわち最終的に普通というかですね、客観的にさほどの重大な、いじめとまでは認定しづらいかもしれない案件であったとしても、児童が心身の苦痛を感じているところをしっかりと捉えなさいよ、その主觀から目を背けないようにしてくださいよというのが、今のおっしゃる話ですね。私は逆のことをお尋ねしたので、いじめの行為はありました、しかし主觀的には、例えばその子が精神的なタフネスさがあつたり、レジリエンスが非常に優れていたりした場合に、いやもしかしたらいじめかもしれないんだけども、行為の客観性からするといじめかもしれないんだけども、その子は主觀面において、そういういた苦痛を感じていないよといったときはですね、意地悪な言い方をするといじめの定義から外れちゃうんですよね。そのときに、いじめの定義から外れたとしても、どういうフォローとケアをしていったらいいですかと、いじめの定義に必ずしも該当しないけれども、少なくとも行為の客観性から見るとその行為

市長	が、いじめだから、どういうふうに指導して、導いていったらいいですかということは教育的見地からするとやはり課題として残ってるんだと私は捉えているんです。それをどういたしましょうかということ。
事務局（学校教育課指導主事）	今のところはですね、被害児童生徒の気持ちだけに寄り添っていたらば、感じたんだからいいじゃないかという逆の見落としが起こってしまうのではないかという御懸念だったと思うんですけど、そうした場合、客観的に見てそれはやっぱり酷い言動であるとかというようなことは、それはそういうことを周りがそういう言動ですとかを許すかどうかという、人権感覚の問題になってくると思いますので、それは学校の人権教育、同和教育の課題でやっぱりそういった人を傷つけるような言動は「本人がいいよ」と言っているからといって許されるものではないだろうということは、学校として人権感覚ですとかを磨いていく、人権を大切にしていくという教育の中で対応していくべき課題かなというふうに感じております。
井畠市長	おそらくそういうことしかないんですよね。だから、すなわちいじめの定義からすると外れているはずなんです。ここで言っているところから、今私が申し上げたことも、だからどちらも、さっき冒頭、「かつ」だと、「なつかつ」だといったところは、両方の要件を満たしていないと、いじめではないですよという定義規定になっているんですね、実は。だから、子どものダメージは当然そう、しかし子どものダメージがないからといって、それは確かにいじめから外れてしまったとしても、おっしゃるような人権的なアプローチで、場合によっては先ほどとかの、こちらのほうのところにありましたけれども、暴力行為、場合によっては、犯罪行為だってあるかもしれない、ダメージを受けていないからと言って、いじめに該当しないからと言って、見逃すのではなく、何らかの行為を受けた子どもたちの人権という視点もあるし、暴力行為を禁ずる、まして犯罪行為を禁ずるという、そういう側面でアプローチしていくしかないといったところもですね、当然考えていただいていると思うんですけども、両方どこかで、これはだから典型的ないじめ防止基本方針の周辺、外側にある問題かもしれないけれども、大切に捉えていかなければいけない問題ですねという、そこはだからここに書き表す問題ではないかもしませんけれども、大切に現場で考えてまいりましょうということなんだと思います。ありがとうございました。

他に皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。いずれにしてもいじめを根絶するといったところ、例えば、推進目標としては当然さつきの認知とは異なり、いじめをゼロにしていくといったところが

	求められるはずでございますし、皆様方からもぜひそのような視点でお気づきの点、これからも教えていただければありがたいと思いますし、根絶に向けて地域の様々に関係する方々も一緒になって、当然その児童委員の方々や、それから中には、虐待を防止するという観点からお医者様その他の方々とも我々としては連携をより強くさせていただいているところでございますので、その辺もお含みいただきまして様々な御意見等を頂戴できればなおありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。それではこのいじめ防止基本方針についても原案について大筋で了承賜ったということでおろしくお願ひいたします。大変ありがとうございました。
加藤教育委員	胎内市で入れていただきたいことがあって、いじめを防止するのにこども園、保育園、小学校との円滑な連携は、もう基本中の基本じゃないですか。まだいます。「子育て支援センターきらら」さんとか、「ほっとHOT」さんにいる方たちとも何らかの連携をしてくださると、発見が早かつたり解決が早かつたりしていた気がしています。これはお願ひごとあります。
井畠市長	はい、分かりました。しっかりと承りました。それで、協議題のほうは1、2とも一応終了ということでその他(3)について、皆様方あるいは事務局から何かありますでしょうか。
事務局(総合政策課長)	事務局からは何もありません。
井畠市長	はい、皆様はよろしゅうございますか。それではちょっと長時間になりましたけれどもお忙しい中大変ありがとうございました。お世話になりました。
事務局(総合政策課長)	はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして令和元年度第1回胎内市総合教育会議終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議事録署名人

中澤 敦